

長与町議会議員政治倫理条例に係る  
調査特別委員会会議録

(平成29年 8月25日)

長 与 町 議 会

長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会会議録

本日の会議 平成 29 年 8 月 25 日

招集場所 長与町議会議事堂（会議室）

出席委員

委員	長	喜々津	英世	副委員	長	金子	恵
委員		浦川	圭一	委員		安部	都
委員		饗庭	敦子	委員		安藤	克彦
委員		分部	和弘	委員		岩永	政則
委員		山口	憲一郎	委員		堤	理志
委員		河野	龍二	委員		吉岡	清彦
委員		竹中	悟				

欠席委員

委員 中村美穂

出席委員外議員

議長 内村博法

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	議事課長	富永正彦
課長補佐	細田浩子		

本日の委員会に付した案件

長与町議会議員政治倫理条例に関する調査について

開会 9時30分

散会 10時20分

**○委員長（喜々津英世委員）**

皆さん、おはようございます。

本日は、中村委員から欠席の届けが出ておりますが、定足数に達しておりますので、ただいまから第5回長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会を開会いたします。前回の委員会において、これまでの調査を踏まえて、委員個々の考えについて調査をする事。そしてそれについては、8月の16日までに、調査票を提出するという事を決定していただいております。全ての委員が期限までに提出をしていただきました。御協力をいただき、ありがとうございました。

それではまず、各委員から提出された調査票の集計結果につきまして、事務局に説明をさせたいと思います。

富永議事課長。

**○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）**

はい、おはようございます。

今、委員長から報告がありましたように、調査票につきましては委員全員提出をいただいております。集計表ということで1番上につけさせていただいておりますが、左から抵触しない、判断できない、抵触するという、三つに分けさせていただいております。判断できないというものにつきましては調査票提出の時点で、抵触する、抵触しない、いずれにも丸がついてなくて、提出があったものでございます。あと、抵触するの右側に抵触とするとする条項という事で1条、2条、3条という事で振り分けをさせていただいております。これがそれぞれの調査票から事務局で読み取りました、抵触する条項の部分に丸をそれぞれつけさせていただいております。十人十色の御意見がございまして、後は、それぞれの調査票を読んで御理解いただければと。事務局の方から説明ができませんので、それぞれで読み込んでいただければというふうに考えております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

今、説明がありますけれども、抵触をしないとするものが5名、判断できないとするものが2名、それから抵触すると判断するものが7名。その7名の、抵触するという、書かれた方の、どの条項に抵触するかというのが表の右の方の丸がついた部分であります。あと判断できないというものについては、備考欄に三角、条件つきというのを書いてありますけれども、いずれにしても、今、皆さんに初めてお手元に、これを提出した訳でありますので、場内の時計で9時55分まで休憩を取ります。その間に、それぞれの調査票の中身についてですね。読み込みをしていただきたい。その中で、ご自分が出された調査票の内容について、記述の誤りとか、そういったものがあれば、後で、それをお受けしたいと思いますので、よろしく願います。すいません。もし訂正があればって言いましたけれども、これについては、調査票については委員会の報告に添付するように考えておりますので、訂正のある方は申し出をしていただきたいと思います。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

自分のを読む事だけであって、人のとを読んでどうこうするっていう事ではないという事、そういう事ですね。それははっきりしとる訳ですね。ただ自分のを間違いないかという事のね、それだけの事ですね。

○委員長（喜々津英世委員）

今の吉岡委員の発言ですけれども、これは第4回の委員会の中で、個々の書かれた調査票の中身については質疑をしないというふうに決定をしておりましたので、御自分のだけじゃなくて、他の委員のものも読み込んでいただくと。その時間を取るという事です。

暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じます。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

今、趣旨は分かりましたけれども、この調査票を見て、その後に、この集約をして抵触する、抵触しないの数を調査票によって判断をされるのか、質問をしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

出された調査の中身についてはこういうふうになっておりますけれども、後、会議録を作るためには、最終的に、この抵触すると考えるものが何名ということ記録として残さなければなりませんので、その確認は後でさせていただきたいと思います。

それでは、場内の時計で9時55分まで休憩をいたします。

（休憩 9時36分～9時54分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。先程も若干申し上げましたけれども、今それぞれ調査票を読み込むようにいただきました。その時間を取った訳ではありますが、まず御自分の書かれたもので何か、訂正等があれば、字句の修正等も含めて、あれば、お聞きしたいと思います。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

私は、この集計表では判断できないという事で書かせていただいておりますけれども、この理由は意見書を読んでもらえば、これが理由になる訳でございますけれども、ただ個人か、議員かという事を結論が出せないという事であれば、私は抵触の方に移行したいという考えを持っております。理由はこの通りでありますし、また、つけ加えるとしたら、やっぱり、議員たるものは行政運営の批判と監視並びに具体的な政策に最終決定を

する職責を持っておるという事と、また、議会は町の運営に関しては2元代表制の一翼として、常に住民の立場に立つ行動や発言、判断が求められるという事で、私は、個人的に、やっぱり西岡議員は議員として行ったという事で捉えて、抵触の方に当たるということに変えていただきたい。理由は、この意見書に書いている通りでございます。

以上です。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

今の山口委員の発言でありますけれども、確かに、委員会として、その結論付けがされてないと。議員か、個人かという事についてないという事でありまして、基本的にこれも考え方が千差万別ですから、意見を一致して、多数決ですれば良いかもしれませんが、多数決ですべきじゃないというふうに思っておりますので、それはそういうところで一つ、委員会としての結論はお許しをいただきたい。

他に字句の修正等について。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

今回、この調査票を提出するに当たって、まず、倫理条例に抵触するか、否かという事で、まず、私は抵触するというふうに丸をして、その後に理由を書いて言ったんですけども、その中で、私は何条に具体的に該当するっていうふうな書き方をしなければならぬという認識ではなかったものですから、最後の方に黒丸で二つ、第1条の部分と第3条4項のですね。この二つの概要を記しまして、こういうところが、一つの例として抵触するんだということを書かせていただいたんですけども、今回の調査の集計表を見ますと、それぞれ各委員がどの条項に具体的に抵触するのかっていうのを具体的に書かれております。そういう点では、もし、こういう書き方をしないとイケないという事が分かっているならば、私も具体的に何条、何条っていうのを修正と言いますか、書き加えたいなという考えを持っております。もし、どこだと言われれば、今も答えきれませんが、いかがいたしましょうか。以上です。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

堤委員の抵触するという所の、ずっと右の方見てみますと。第3条第1項の第4号、ここに事務局の方が判断をして、この条文、書かれた調査票を見て、判断をして丸をされています。つけ加える部分は、それは別に構いませんので、事務局の方に申し出ていただきたい。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

それでは、私はですね、実際に、ここに、私の方に書いてあるのは第1条の目的の所と、第3条第4号というのはもう既にあるんですが、それ以外に言えば、第2条の2項。それから、3条の1号と3号と、それから2項も、私は関係すると思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私は訂正をお願いします。集計表の所ですね、先程ちょっと金子議員からも指摘を受けたんですけども、抵触するという形で出していますが、抵触する第2条の第1項に丸がついてるんですけども、文書の中でも、文書の5行目、第2条においても、2項でも同等の内容が明記してあるということですから、これ1項ではなくて、2項の方に抵触する条項としての内容です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員の分で第2条第1項に丸がついておりますが、これは第2項。文章上は第2項になってるという事です。他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

すいません、単なる打ち間違いと言って申し訳ないんですけども、1、2、3と番号を打ってますけれども、2の1番下の段の条例第2条1項、3条1項1号、4号に抵触すると考えるというふうにしてますが、私、2条2項と打ったつもりで、考えておりましたので、これは、1項ではなく2項に改めていただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員は、この第2項の中の1番下の条例第2条第1項が、第2条第2項の誤りであったという事で修正の申し出がっております。

他にありませんか。

無いようでしたら、次に、その集計結果の確認に移らせていただきたいと思います。先程の調査票の集計表の確認をしておきますけれども、政治倫理条例に抵触するとした委員が7人、それから抵触しないとした委員が5人、判断できないとした委員が2人ということになっております。以上を踏まえて、会議録の作成上の問題もありますので、改めて委員会として採決をしたいと思います。なおこの採決は先程から言うように、抵触する、しないというものを多数決で決めるということでは無いということをお理解いただきたいと思います。

それでは、まず、政治倫理条例に抵触すると思われる委員は御起立をいただきたいと思っております。

はい。

次に、抵触しないとされる委員は御起立ください。

はい、4人ですね。

次に、判断できないとする委員は御起立ください。1人。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じます。

それでは、確認をします。抵触すると思われる委員の起立が7人、抵触しないと思われる委員の起立が4人。判断できないとする委員が1人ということになります。なお、先程ちょっと声が聞こえましたが、本日は欠席をしている委員がおります。これは調査票上の結論については抵触をしないと。そういうこともありまして、両方分けて今集計をさせていただきます。

政治倫理条例に抵触すると思われる委員が多数であったことを認めたいと思います。

次に、各委員から提出いただいた、この調査票につきましては、委員会報告書に添付をさせていただきますと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

添付をさせていただきますと思います。

なお、まだ時間もありますので、字句の修正等について、お気づきの点があれば、事務局の方まで申し出をしていただきたいと思います。それから、次回の特別委員会でありましても、委員会としての報告書を、取りまとめをして報告をしなければなりませんので、その内容につきましてですね。一応、正副委員長で案を作りますので、皆さん方にお目通しをいただきたい。その機会を次回に取りたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、次回の日程についてお諮りをしたいと思います。最終的に9月の定例会で報告書をしたいと。そういうふうにするものですから、仮に31日にさせていただきます、その中で、修正等があればですね、また次の全員協議会辺りの終わった後、また、その修正内容について確認をしていただいて、最終的にという考えでおったんですが。

竹中議員。

○委員（竹中悟委員）

一応、今から委員長と副委員長でまとめるんでしょうけど、それについて、一応その中身についてやっぱり私たちもその、委員会でいきなりという訳にいかないですから、会期中に良かったら、会期も早い時に、そのまとめをいただいて、会期中はもう皆さん居る訳だから、それを一応読んでいただいてですね。そして、ここに、委員長に調整をしていただいて、会期中に、最後にはその説明で出来るような形の日程を取っていただいた方が良く思うんですよ。そうしないと次の委員会をする時も、それをまたその場所でもたすということになると、また時間かかるしね。そこで実際読むという事になる訳でしょ。それよりも、それを結局、議会中に皆さんに配って、そして見とっていただいて、間違い点もやっぱり指摘していただいて、それを修正して委員会を

するという形で良いと思うんですよね。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じます。委員会を再開します。

今、御提案をいただきましたけれども、前もって、その素案を作って配っておったかどうかという事でありまして、31日に議案書の配付をいたしますので、その時にちょうど良いかなと思っただけなんですけれども、そういう事であれば、議案書の配布と同時に委員長報告の素案について、皆さん方にお示しをしておく。その結果について、9月の初日、5日の本会議の上程が終わった後、全協が終わった後、特別委員会を開いて、内容の確認をするという事でしたと思います。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

はい、ありがとうございます。

それと、基本的にデリケートな問題でありますので、なるべく、何と申しますか。固有名詞を出す、出さないとか、いろんな問題があるんです。この報告書を見てみますと、その固有名詞というものは基本的にありませんけれども、名前は無いけれども、ただこの取り扱いをどうするかについて、若干休憩を取って皆さん方の御意見をちょうだいしたいと思います。なお、特別委員会でありますので、特別委員会としてどうするかということについては基本的にできませんので、それぞれこの委員会報告書については、それぞれ第1回から第5回までの主な質疑等、あるいは論点、争点、こういったものを列記をしながら、報告書に代えさせていただきたいと思いますが、この中身については、とりあえずは正副委員長で作らせていただきますので、先程、御了解いただきますけれども、再度、御確認をさせていただきます。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

正副委員長で作っていただくことは構いませんけど、時系列的な事はもちろん書いていただいて良いんですけど、内容の、やはり個人的な所見とか、そういうものは、あまり入れるべきじゃないと思うんですよね。要はね。ですからややもすると、その内容が非常に、その曲がった方向に行く可能性がありますので、その辺は十分注意しながら、作っていただく事を要望したいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

委員長としての個人的な意見は入れるつもりは、それはもう当然入れられませんから、そういうつもりはありませんけれども、それぞれ委員会後、審査の中で出てきた事、それから、この調査票に書かれている事。これで論点、争点が分かれた部分等については



載せていただくと。ただ、委員名は出すことはしないという事で御理解いただきたいと  
思います。他に皆さん方から何かありませんか。

饗庭委員。

**○委員（饗庭敦子委員）**

はい。報告書を作成するという事は理解させていただきました。この特別委員会として報告書を作成はするんですけれども、やはりこう住民の皆さんへの説明っていう大きな課題があるかと思うんですけれども、それは特別委員会としてどんなふうにするのか、お伺いします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

特別委員会として、住民に対する説明会を開催をするということは考えておりません。  
饗庭委員。

**○委員（饗庭敦子委員）**

いや、説明会をするという意味ではなくって、住民の皆さんに報告する義務があるかと思うんですね。説明会して皆さん集めてという意味ではございませんので、これから報告して議長がこうされるっていう段取りなのか、その辺りをどう考えておられるのかお伺いします。

**○委員長（喜々津英世委員）**

当然、結果については、定例会の最終日に報告をさせていただくという事になります。それと住民に対する説明ですけれども、これは当然、饗庭委員が所管の広報広聴常任委員会、議会だより、こういったもので、当然、記事として出していただけたらと思っておりますので、現段階ではそういうところで、住民に対する周知は図っていきたく思っております。

他にありませんか。

じゃあ、無いようでしたら、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

（閉会 10時20分）

委員長